議案第27号

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和5年2月24日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例の一部を改正する条例 (案)

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例(平成16年三次市条例第122 号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中

Γ

Γ

| 三次市粟屋学校給食共同調理場 | 三次市粟屋町2346番地5 |
|----------------|----------------|
| 三次市三次学校給食共同調理場 | 三次市三次町1851番地1 |
| 三次市八次学校給食共同調理場 | 三次市畠敷町1727番地1 |
| 三次市田幸学校給食共同調理場 | 三次市大田幸町1600番地1 |

1を

三次市三次学校給食センター

三次市四拾貫町10145番地1

」に

改める。

第4条中「,場長」の次に「又はセンター長(以下「場長等」と総称する。)

」を加える。

第5条及び第6条第2項中「場長」を「場長等」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。